

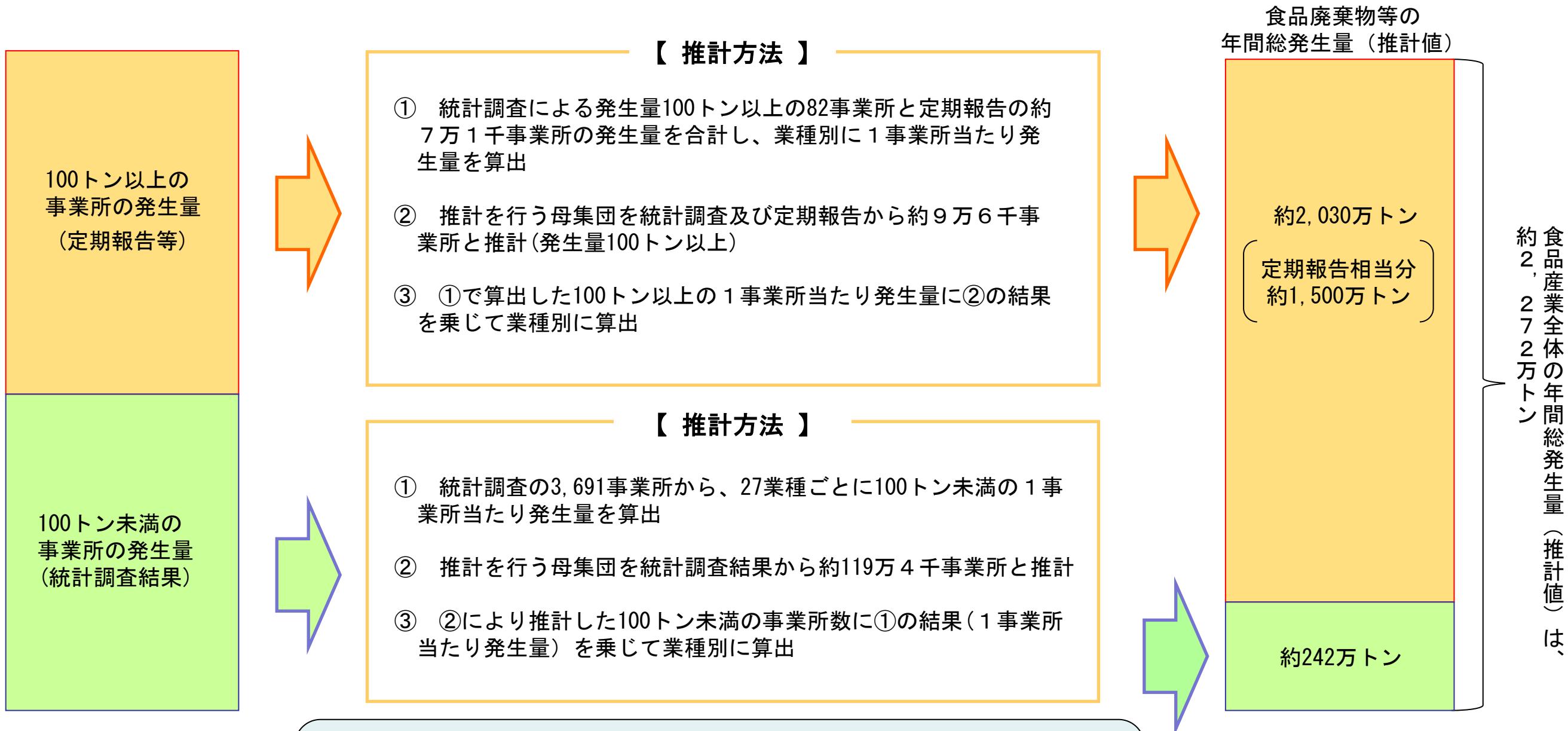
食品廃棄物等の発生量等について

(食品循環資源の再生利用等実態調査等から試算)

平成23年8月

1 食品産業の食品廃棄物等の年間総発生量の推計について

○ 平成21年度の食品廃棄物等の年間総発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率について、平成22年度食品循環資源の再生利用等実態調査結果(以下「統計調査」という。)と、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。)第9条第1項による定期報告結果(平成21年度分)を用いて推計。なお、平成22年度の統計調査は、定期報告制度を踏まえた見直しを行い実施。(参考参照)



注：1) 統計調査の母集団 = (事業所・企業統計調査結果) - (定期報告事業所)
 (約121万9千事業所) [約129万事業所] [約7万1千事業所]
 標本数は約1万事業所で、回答が得られたのは3,773事業所

2) 100トン未満の母集団 = (事業所・企業統計調査結果) - (100トン以上の事業所)
 (約119万4千事業所) [約129万事業所] [約9万6千事業所]

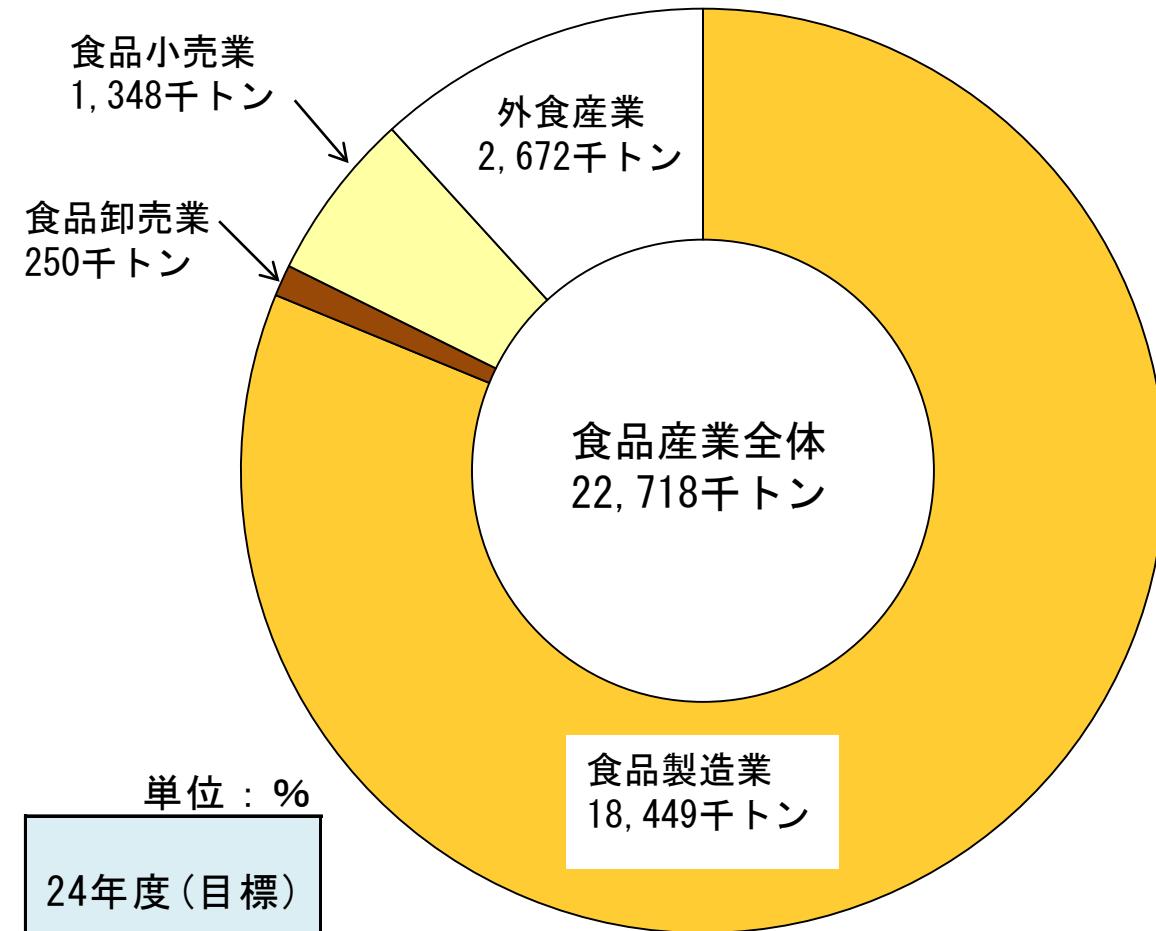
2 業種別の食品廃棄物等の年間総発生量（推計）

食品廃棄物等の年間総発生量（推計値）

単位：千トン

	平成21年度	20年度（参考） ¹⁾
食品産業計	22,718	23,153
食品製造業	18,449	18,613
食品卸売業	250	261
食品小売業	1,348	1,309
外食産業	2,672	2,971

食品産業全体の食品廃棄物等の年間総発生量（推計値）



食品循環資源の再生利用等の実施率³⁾（推計値）

単位：%

	平成21年度			20年度（参考） ¹⁾	19年度（参考） ²⁾	24年度（目標）
	100トン以上	100トン未満				
食品製造業	93	94	40	93	81	85
食品卸売業	58	64	44	59	62	70
食品小売業	36	38	26	37	35	45
外食産業	16	34	9	13	22	40

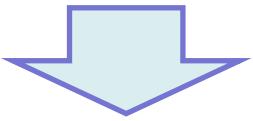
注：1) 20年度については、平成21年度と同様の手法により組み替え集計を行った上で再集計したものである。

2) 19年度については、従来の統計調査による推計結果である。

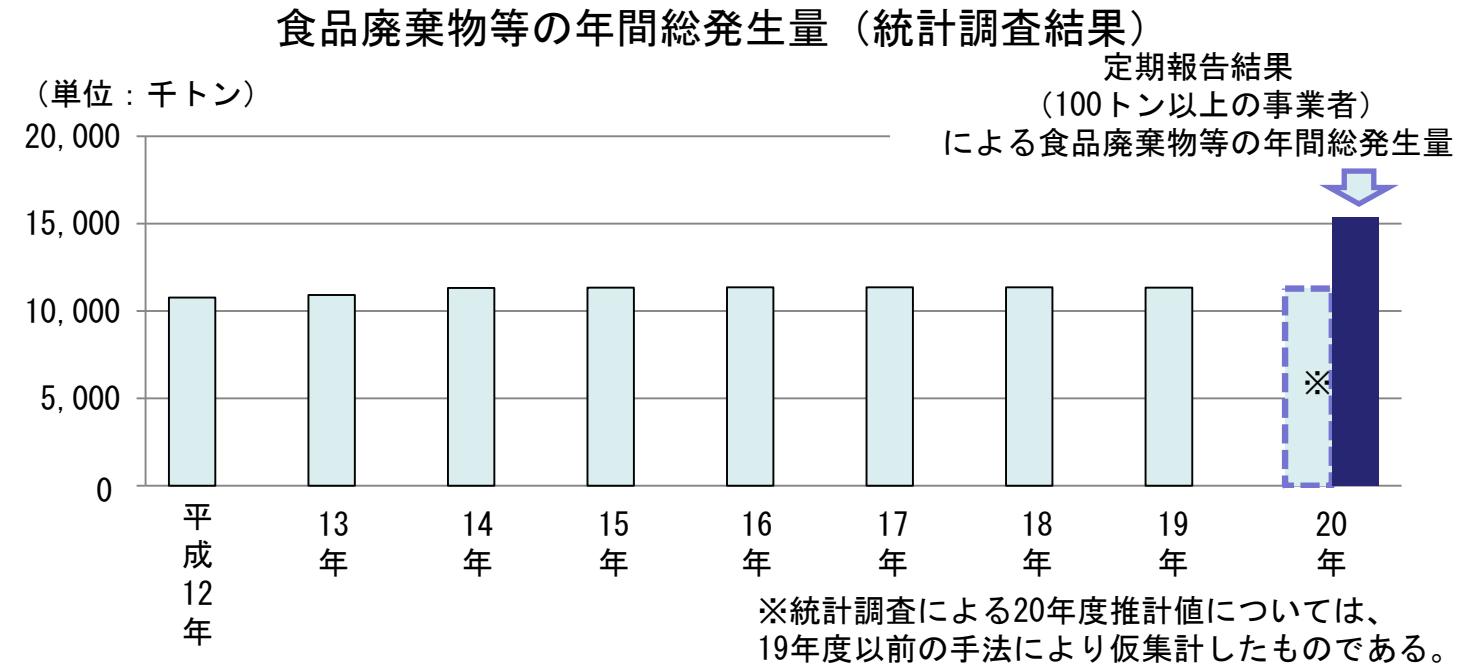
3) 再生利用等実施率 = $\frac{\text{当該年度の（発生抑制量+再生利用量+熱回収量} \times 0.95 + \text{減少量）}}{\text{当該年度の（発生抑制量+発生量）}}$

統計調査の見直しを行った背景

食品リサイクル法の一部改正（平成19年6月）により、食品廃棄物等の年間総発生量が100トン以上の事業者については、法第9条第1項に基づく定期報告制度が導入。

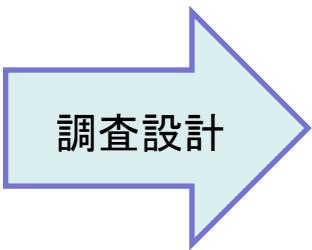


平成21年の本統計調査結果（平成20年度結果）の取りまとめ過程で定期報告結果を下回っていることが判明。

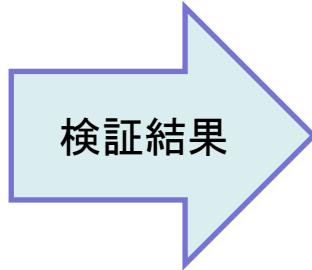


要因

母集団情報がない中で
総務省「事業所・
企業統計調査結果」
（従業員規模別結果）を使用



業種別従業員規模別に
階層分けし、調査標本
を設定



発生量と従業員数との相
関が総じて低くなって
いることが判明。

少数の事業者の排出量が大宗を占める業種の中で、適切な標本の抽出ができていない。

（例）動植物油脂製造業からの発生量と、その発生量を原料として生産される植物油脂製造工場を有する企業から生じる油かす生産量の関係を見ると、

平成21年度油かす生産量
（単位：千トン）

計	3,472
A社	...
B社	...
C社	...
D社	...
E社	...

上位5社で全体
量の約8割を占
める。

動植物油脂製造業における食品廃棄物等の年間総発生量
（本調査結果）

（単位：千トン）

平成21年度	81
	3,749

従来手法に
よる推計値

定期報告を活用した
手法で推計

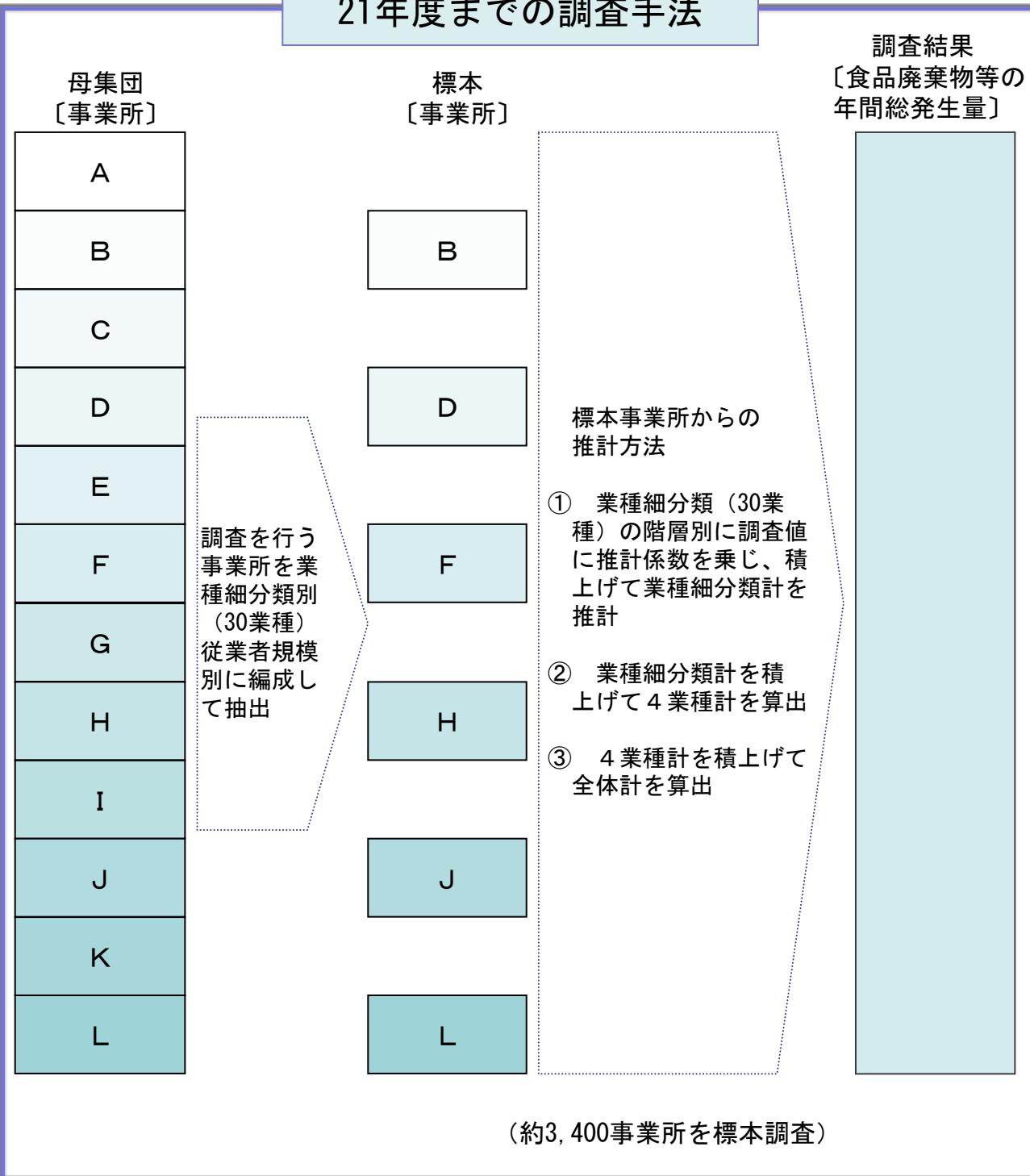


従業員規模別による標本
抽出では、少数の事業者
の排出量が大宗を占める
業種で、発生量が多い事
業所が抽出されなかった。

出典：総合食料局食品産業振興課による油糧生産実績調査結果を基に作成。

○ 平成22年度の統計調査については、あらかじめ定期報告された企業に含まれる事業所を除き、食品廃棄物等の年間総発生量が100トン未満と想定される事業所を対象に実施。

21年度までの調査手法



22年度の調査手法

